

# 郵送による申請書等の受理について

## 1 はじめに

届出件数が多く事業者のコスト削減に結びつくと思われる和歌山県公安委員会に対する以下の対象手続について、郵送による申請等の受理を試行運用していたところですが、この度、本格運用を開始することとなりました。

なお、これまでどおり、書類に不備がある場合、電話などで確認をしたり、訂正等のため警察署にお越しいただく場合がありますので、御了承ください。

## 2 試行運用期間

令和3年1月1日から令和3年3月31日まで

## 3 本格運用期間

令和3年4月1日から

## 4 郵送等受理手続き方法

- (1) 郵送受理を希望する場合は、事前に対象手続きについて「郵送等を行いたい。」旨を管轄警察署担当者に対し、電話連絡を行ってください。
- (2) 必要書類を封入し、必ずレターパックや書留郵便等の追跡可能な方法により、管轄警察署へ送付してください。
- (3) 送付後は、管轄警察署担当者へ「郵送等を行った。」旨の電話連絡をお願いします。
- (4) 受理を証する書類の交付を希望する方は、当該書類の写し及び送付先を記載した返信用のレターパックや書留郵便等の封筒を同封してください。  
当該書類の写しに受理印を押印し、返却します。
- (5) 郵送受理に係る費用（返信用の送料を含む。）は、申請者等の負担となります。

## 5 対象手続

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係

### ア 風俗営業関係

#### (ア) 変更の届出

（許可証又は管理者証の書換えを伴うもの、構造設備の軽微な変更を除く。）

#### (イ) 遊技機の変更の届出

#### (ロ) 相続承認、合併承認又は分割承認後の許可証の書換え

#### (エ) 風俗営業許可証、特定遊興飲食店営業許可証の返納

#### (オ) 特例風俗営業認定証、特例特定遊興飲食店営業認定証の返納

### イ 性風俗関連特殊営業関係

#### 性風俗関連特殊営業の廃止の届出

（店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業）

### ウ 深夜酒類提供飲食店営業関係

#### (ア) 変更の届出（構造設備の変更を除く）

#### (イ) 廃止の届出

### エ 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則関係

#### (ア) 確認申請

- (イ) 変更の届出
  - (ウ) 廃止の届出
  
  - (2) 古物営業法関係
    - ア 古物商・古物市場主関係
      - (ア) 変更の届出（許可証の書換えを伴うものを除く）
      - (イ) 許可証の返納
    - イ 古物商関係
      - 仮設店舗営業の届出
    - ウ 古物競りあっせん業関係
      - (ア) 廃止の届出
      - (イ) 変更の届出
  - (3) 質屋営業法関係
    - ア 変更の届出（許可証の書換えを伴うものを除く）
    - イ 廃業の届出
    - ウ 死亡の届出
    - エ 許可証の返納
  - (4) 和歌山県金属くず業条例関係
    - ア 許可証（行商の証）の返納
    - イ 変更の届出（許可証（行商の証）の書換えを伴うものを除く）
  - (5) 警備業法関係
    - ア 警備業関係
      - (ア) 営業所設置等の届出
      - (イ) 廃止の届出
      - (ウ) 変更の届出（認定証の書換えを伴うものを除く）
      - (エ) 服装届
      - (オ) 服装変更届
      - (カ) 護身用具届
      - (キ) 護身用具変更届
    - イ 機械警備業関係
      - (ア) 機械警備業務の変更の届出
      - (イ) 機械警備業務の廃止の届出
  - (6) 探偵業の業務の適正化に関する法律関係
    - 廃止の届出
- 6 問合わせ先
- 和歌山県警察本部生活安全企画課許可等事務指導室
- 電話番号 073-423-0110
- 若しくは
- 申請する警察署生活安全（刑事）課